

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

なお、議案第19号、工事請負契約の締結について（平成27年度多度津町離島送水管（高見板持地区）布設替工事）の、1議案が追加提出されておりますので、ご報告致します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番小川保君、8番古川幸義君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

まず、9月16日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さんおはようございます。

総務教育常任委員会の結果を報告致します。

平成27年9月16日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第2号、多度津町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第3号、多度津町手数料条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第4号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第2号）について。

議案第5号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）について

議案第6号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）について。

議案第7号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について。

議案第8号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）について。

議案第9号、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第2号）について。

議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第11号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について。

議案第12号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について。

議案第13号、平成26年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について。

議案第14号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について。

議案第15号、平成26年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

議案第16号、平成26年度多度津町水道事業会計剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について。

請願第1号、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案への意見書の提出を求める請願書。

審議結果。

議案第2号から議案第16号及び請願第1号について。

委員、傍聴議員より。

一つ、マイナンバー制度の認知度について、多度津町の状況はどのようになっているのか。

一つ、マイナンバーの通知を簡易書留で受け取らなかった場合どうなるのか。

一つ、マイナンバーの通知を拒否することはできないのか。

一つ、マイナンバーカードがなくても、住民票を受け取ることはできるのか。

一つ、マイナンバーを利用して、民間企業の給与情報のデータを税務署に送るようになったときに、セキュリティ問題を考えていく必要があるのではないか。

一つ、農業法人の場合、各個人番号を法人のほうへ登録する必要があるのか。

一つ、マイナンバーの導入により、コンビニなどで各種証明書が取得できるよう検討してもらいたい。

一つ、1市2町が共同で学校給食を調理するようになった場合、配送時間を30分以内にするため、運搬車購入費、運転手の人件費が発生すると思うが、これらの経費はどこが負担するようになるのか。

一つ、学校給食調理場の建設について、共同で行う場合だけでなく、単独で行う場合も検討しているのか。

一つ、平成28年度から学校給食調理における正規の現業職が減る予定だが、共同給食調理場が完成するまで、どのように運営していくのか。

一つ、1市2町による共同給食調理場建設の最終結論はいつになるのか。

一つ、現状として、給食の残飯量はどのようになっているのか。また、残飯を少しでも減らせるように、子どもたちが残さないような献立を検討していただきたい。

一つ、し尿収集運搬業務用車の新たに購入する場合、価格はどれぐらいになるのか。また、償却年数はどれぐらいか。

一つ、減債積立金と建設改良積立金の未処分利益剰余金は、どの時点で積立金として整理するのか。

一つ、高齢者居場所づくり事業は、どのような内容を行っているのか。

一つ、堀江新開住宅にある特定公共賃貸住宅の空きを解決するために、民間業者に募集を斡旋してもらうことはできないのか。

一つ、家中住宅の跡地の今後利用はどのように考えているのか。

一つ、自転車で運転する際、中学生だけでなく小学生にもヘルメットの着用を促すことはできないのか。

一つ、国民健康保険の都道府県単位化について説明をしていただきたい。

一つ、今後の国民健康保険会計の動向について、どのように推測しているのか。

一つ、下水道使用料の不納欠損について説明をしていただきたい。

一つ、安保法案自体が違憲であり、国民の理解を得られなかったこと、自衛隊の暴走が国会で明らかになったことなどから、請願第1号を採択していただきたい。

一つ、安保法案は現在、国会において慎重に議論されているところであるので、現段階では意見書の提出をすべきでないと考えため、請願第1号に反対する。

一つ、自衛隊に入隊した人は海外で戦争をするために入隊したわけではなく、救助活動を行うために入隊したとと思っていること、法案を通してから国民の理解を得ることは本末転倒であるため、請願第1号を採択していただきたい。

一つ、多くの憲法学者がPKO法制時にも違憲としているが、PKOが国際社会で高く評価されていること、自国防衛のための時代に合った法整備が必要であることから、請願第1号を採択すべきはない。

一つ、若者を戦場に送らせないことに賛同する県内の女性議員が集まり、立憲主義を原則として平和憲法を守る強い覚悟と決意をもって、政府に対し、集团的自衛権の行使容認と憲法解釈に反対し、安保法案を廃案することで話し合ったところであるので、請願第1号を採択していただきたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、マイナンバー制度の認知度を高めるため、資料の自治会配布を今月末に行い、個人番号カードの申請方法等を広報で知らせるようにしている。

一つ、マイナンバーの通知を簡易書留で受け取らなかった分は、多度津町役場に戻ってくるので、各課協力体制の下、受け取ってもらえる方法を考えていきたい。

一つ、マイナンバー制度は国の制度であるため、町で通知拒否の有無を決めることはできない。

一つ、マイナンバーカードがなくても、従来どおり、住民票を受け取ることは可能である。

一つ、マイナンバーの利用によるセキュリティ対策として、エルタックス専用回線を使っている場合は問題ないが、民間企業自体が所有している情報に関しては、国のほうで民間企業のセキュリティ対策を検討してもらう必要があると思っている。

一つ、農業法人の場合も、他の企業と同様、各個人番号を法人のほうへ登録する必要があるので、取り扱いに注意していただきたい。

一つ、マイナンバーの導入により、コンビニなどで各種証明書を取得できるようにするためには、コスト面等の問題があるので、検討させていただきたい。

一つ、1市2町が共同で学校給食を調理するようになった場合の経費の負担については、まだ具体的に決まっていないのが現状である。

一つ、学校給食調理場の建設を単独で行う場合も検討したが、多度津町内で建設できる場所を探すのに苦慮しているのが現状である。

一つ、平成28年度から学校給食調理における正規の現業職がいなくなるので、共同給食調理場が完成するまでは、退職者や臨時職員、嘱託職員で賄っていくと考えている。

一つ、1市2町による共同給食調理場建設の最終結論は、支障のない範囲内で判断する。

一つ、ここ数年、給食の残飯処理費が同じなので、給食の残飯量は以前と変わっていないと思っている。また、残飯を少しでも減らせるように、栄養士の方が子ども達に給食を残さず食べてもらえる献立を日々切磋琢磨して考えているので、今後も続けていきたいと思っている。

一つ、し尿収集運搬業務用車を新たに購入する場合の最新情報は把握できていないが、10年以上前に購入した当時の価格は約650万円である。また、減価償却年数は多度津町使用のバキューム車の場合、4年である。

一つ、減債積立金と建設改良積立金の未処分利益剰余金は、条例で処分できるようになっている。

一つ、高齢者居場所づくり事業は、閉じこもりの高齢者に外出の機会を増やし、いきがづくりを目的とする事業で、26年度は様々な講座を行っている、

ひざし会に対し補助している。

一つ、公共賃貸住宅は行政が公募によって募集するのが原則であるが、手法の一つとして、民間業者による募集の斡旋ができるかどうか、県の住宅課等に問い合わせて検討したい。

一つ、家中住宅の跡地の今後利用については、平成23年度に策定した町営住宅長寿命化計画により、新しい住宅を建設する予定としている。

一つ、自転車を運転する際、小学生がヘルメットを着用することについては、ヘルメットの重さによる首の負担や、成長による頭の大きさが変わるなどの理由から、結論が出ていない状況である。

一つ、国民健康保険の都道府県単位化について、平成30年度を目途に行い、今後、都道府県単位の国保運営協議会を設置し、標準保険料を協議し進めていく予定である。

一つ、今後の国民健康保険会計の動向として、歳入については、平成26年度が予測より多く入ってきたが、今後、持続されることはないと想定しており、歳出については、今後も増加すると想定されるため、国保財政調整基金を積み立て、不測の事態に備えていきたいと考えている。

一つ、下水道使用料の不納欠損については、今回初めて行い、対象者が135名、対象期間が平成21年3月以前の料金に関して不納欠損している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号から議案第9号については、委員会として原案を可決し、議案第10号から議案第16号については、委員会として原案を認定し、請願第1号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

またその他として、執行部より他4件の報告があった。

以上で委員長報告を終わります。